



金 沢 市 公 報

第 2 9 4 7 号

平成30年(2018年)9月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 の取消しについて (建築指導課) 6
○平成9年告示第178号(こまちなみ保存建造物の登録について)の一部改正について (歴史都市推進課) 1		○開発行為に関する工事の完了について (") 7
○土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の一部解除について (環境指導課) 1		● 監 査 公 表
○市道の区域の変更について (道路管理課) 2		○監査公表(第15号) (監査事務局) 7
● 公 告		● 公 営 企 業 公 告
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の変更について (都市計画課) 2		○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 9

告 示

●金沢市告示第265号

平成9年告示第178号(こまちなみ保存建造物の登録について)の一部を次のように改正する。

平成30年9月3日

金 沢 市 長 山 野 之 義

表8の項中

金沢市大野町1丁目37番地1
浜本 俊雄
金沢市大野町1丁目37番地1
浜本 邦子

を

金沢市大野町1丁目37番地1
濱本 邦子

に改める。

●金沢市告示第266号

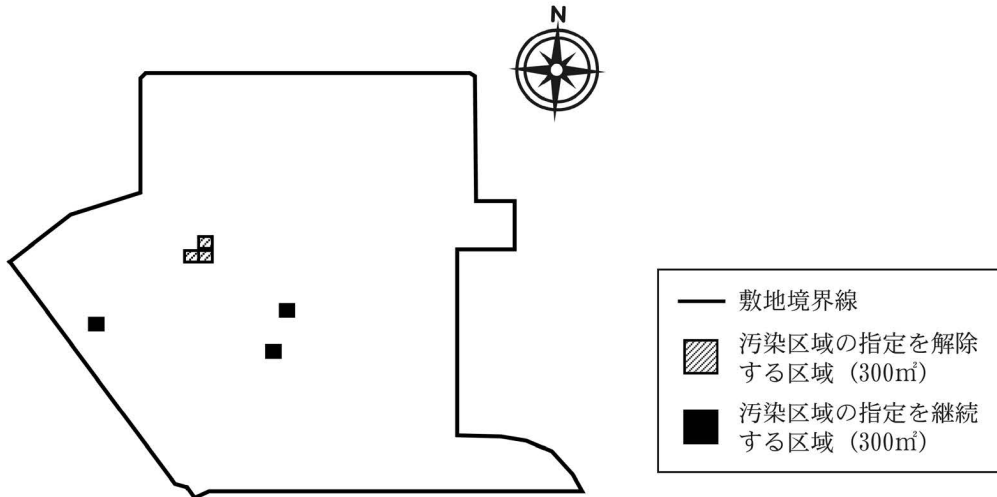
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により同項に規定する形質変更時要届出区域の一部について同条第1項の指定を次のとおり解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。

平成30年9月3日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
金沢市鞍月東2丁目1番及び3番の各一部(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
- 3 講じた措置
土壤汚染の除去

別図



●金沢市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年9月3日から同月18日まで一般の縦覧に供します。

平成30年9月3日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	野町1丁目線 1号	野町1丁目 227番 先から	旧	2.4	7.0
		野町1丁目 231番 先まで	新	3.6	7.0

公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を変更したので、同条第5項の規定において準用する同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成30年9月3日

金沢市長 山 野 之 義

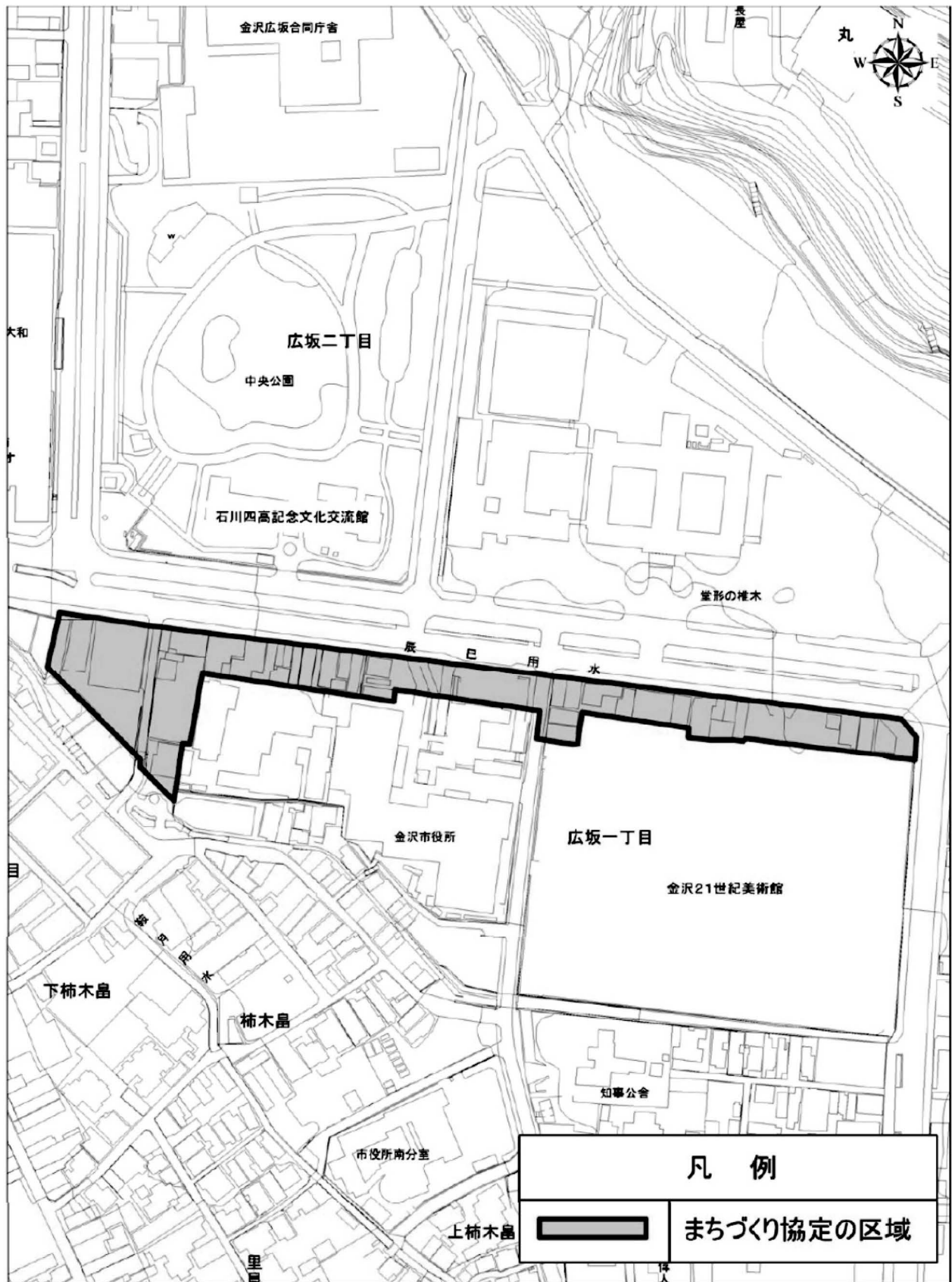
- 1 協定を締結した相手方
広坂地区住民等
- 2 協定を変更した年月日
平成30年8月21日
- 3 協定番号
23
- 4 協定の名称
広坂地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

変更した事項	変 更 前	変 更 後
まちづくりの目標	<p>本地区は、金沢市の中心商店街に位置し、集中する多くの文化施設と一体となった商業拠点である。</p> <p>本地区のまちづくりは、兼六園と中心繁華街を結ぶシンボルロードとして、金沢21世紀美術館と一体となったアートの香りと金沢の伝統文化・工芸を見て、触れて、楽しむことができる、活気とにぎわいのある商店街づくりを目標とする。</p>	<p>本地区は、金沢市の中心商店街に位置し、集中する多くの文化施設と一体となった商業拠点である。</p> <p>本地区のまちづくりは、兼六園と中心繁華街を結ぶシンボルロードとして、金沢21世紀美術館と一体となったアートの香りと金沢の伝統文化・工芸を見て、触れて、楽しむことができ、商業空間と居住空間との調和を図ることで、活気とにぎわいのある商店街づくりを目標とする。</p>
まちづくりの方針	<p>まちづくりの目標実現に向けて、地域と市が協働し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術の香りある統一した街なみが形成される土地利用を図る。 (2) ゆとりある回遊歩行空間の形成維持を図る。 (3) 観光ルートとして魅力あふれる、にぎわいのある商店街の形成を図る。 <p>を基本方針として、風格あるまちづくりを推進する。</p>	<p>まちづくりの目標実現に向けて、地域と市が協働し、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 豊かな緑の連なりや辰巳用水の流れを尊重するとともに、金沢21世紀美術館やしいのき緑地、いしかわ四高記念公園を含めた一体的な空間として、魅力ある景観の形成を図る。 (2) 金沢21世紀美術館の雰囲気を通りにつなげ、文化芸術の香りある統一した街なみが形成される土地利用を図る。 (3) 建築物の外観はそれぞれの個性を尊重しながら、広坂通りとして統一感や連帯感の創出を図る。 (4) ゆとりある回遊歩行空間の形成維持を図る。 (5) 観光ルートとして魅力あふれる、にぎわいのある商店街の形成を図る。 <p>を基本方針として、風格あるまちづくりを推進する。</p>
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築（用途変更を含む。）してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの (2) キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの (3) 性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項（ファッションヘルス、デリバリーヘルス、テレフォンクラブ、アダルトサイト等）に係るもの (4) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例（平成19年条例第4号）第2条第1項に規定するラブホテル等 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第 	<p>次に掲げる建築物等を、建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、</p> <ol style="list-style-type: none"> (2)については、平成30年8月21日（協定変更締結日）に建築物が存する敷地において、協定変更締結日以降に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。 (1) 広坂通りに面する敷地にある建築物の1階部分のうち、広坂通りに面する部分を居住の用に供するもの（建築物の一部を居住用の入り口に供するものは除く。） (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。） (3) 広坂通りに面する敷地にある自動車車庫（建築物に付属するものを除く。） (4) 畜舎 (5) マージャン屋（1階の部分に限る。）、ぱちんこ屋、射的場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの (6) 原動機を使用する工場で作業場の床面積が50㎡を超えるもの

	<p>147号) 第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p> <p>(6) 1階の道路(広坂通りに限る。)に面する部分が住宅の用に供されるもの(入り口を除く。)</p> <p>(7) 原動機を使用する工場で作業場の床面積が50㎡を超えるもの</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p>	<p>(7) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(8) キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項(性風俗関連特殊営業)及び第13項(接客業務受託営業)に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(10) 金沢市における社会環境に悪影響を及ぼすホテル等の建築の規制に関する条例(平成19年条例第4号)第2条第1項に掲げるラブホテル等</p> <p>(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項の規定の適用を受ける団体の事務所</p>
<p>壁面の位置の制限</p>	<p>—</p>	<p>広坂通りに面する建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの位置は、街並みの連続性に配慮し、周囲の建築物と揃えるように努める。</p>
<p>その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項</p>	<p>(建築物等)</p> <p>伝統的建物と近代的建物の調和を図った茶、グレー等を基調とした色彩とする。</p> <p>(屋外広告物等)</p> <p>屋外広告物等は、自家広告又は広坂振興会が認めたもので、地域の景観に配慮した素材やデザインで、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 点滅灯及び回転灯の類は、使用しない。</p> <p>(2) ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。</p> <p>(3) 電光表示装置は、設置しない。</p> <p>(4) 屋上広告物は、設置しない。</p> <p>建築物等の形態又は意匠の制限</p>	<p>(建築物等)</p> <p>(1) 建築物の形態又は意匠の変更を行う場合は、あらかじめ広坂振興会(以下「振興会」という。)と協議しなければならない。</p> <p>(2) 建築物の外観は周辺の街並みと調和した形態又は意匠となるよう配慮するとともに、外壁の色は茶、グレー等を基調とした色彩とする。</p> <p>(3) 建築物の屋上部分(階段室、昇降機塔等)及び屋外に設ける建築設備等は、設置位置、目隠し及び色彩を工夫し、周辺の公共空間からの見え方に配慮する。</p> <p>(広告物等)</p> <p>1 広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に振興会と協議しなければならない。</p> <p>2 屋外広告物等は地域の景観に配慮した素材やデザインで、次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋根面及び屋上に設置しないもの</p> <p>(2) 点滅灯及び回転灯の類を使用しないもの</p> <p>(3) ネオン管を使用するもののうち、光源を点滅させないもの</p> <p>(4) 電光表示装置でないもの</p> <p>(5) 自家広告であるもの(振興会が認めたものを除く。)</p> <p>1 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活</p>

<p>土地利用等の制限</p>	<p>—</p>	<p>用しようとする者（従前の用途を変更しようとする者を含む。）は、事前に振興会と協議しなければならない。</p> <p>2 次に該当する駐車場は、広坂通りに面して設置しない。ただし、暫定的な土地利用として、設置期間がおおむね1年程度のもので、道路に面して植栽、フェンス等により目隠しするものはこの限りでない。</p> <p>(1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの（コインパーキング等）</p> <p>(2) 自家用又は施設専用のものを除く駐車場</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 建築物の建築、用途の変更、外壁等の意匠の変更又は広告物の設置にあたっては、あらかじめ広坂振興会と協議する。</p> <p>(2) 空き店舗には、積極的に出店の働きかけに努める。</p> <p>(3) ショーウィンドウを芸術作品で飾るアートアベニュー（芸術道路）化や、夜間の照明（ひかりのプロムナード）について積極的に協力する。</p> <p>(4) 駐車施設の設置及び車の出入りについては、道路交通の支障とならないよう十分配慮する。</p> <p>(5) 駐車場等の暫定的な土地利用は、おおむね1年までを目安とし、その間は道路に面するところの緑化に努める。</p> <p>(6) 当協定区域内の者は、この地域の振興を図るため、その中心的役割を果たす広坂振興会への加入等により協力するよう努める。</p> <p>(7) 住民や事業者は、広坂通りの清掃を引き続き励行することによって、来訪者にとって爽やかな通りとなるよう努める。</p>	<p>(1) 空き店舗には、伝統工芸や新しいクラフトの他、街の雰囲気と調和した店舗の出店を働きかけるよう努める。</p> <p>(2) 商店街としての通りの賑わいを演出するため、ショーウィンドウでの芸術作品の展示及び広坂通りに面する部分の夜間の照明に努める。</p> <p>(3) 広坂通りに面する敷地にある建築物の低層階には店舗等のにぎわいをもたらす施設を配置するよう努める。</p> <p>(4) オープンカフェの実施、テラスの活用、金沢21世紀美術館に隣接する敷地の南北方向への往来の確保等により、地区内の回遊性の向上に努める。</p> <p>(5) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努める。ただし、振興会が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(6) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努める。ただし、振興会が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(7) 駐車場及び自動車車庫を設置する場合には、道路交通の支障とならないよう車の出入りに十分配慮する。また、広坂通りに面する敷地においては、出入り口を限定し、必要最低限の台数となるように努める。</p> <p>(8) 地域の振興を図るため、その中心的役割を果たす振興会への加入及びイベントへの参加等により協力するよう努める。</p> <p>(9) 広坂通りの清掃を引き続き励行することによって、来訪者にとって爽やかな通りとなるよう努める。</p>

広坂地区まちづくり協定区域図



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成30年9月3日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第30号	平成30年8月17日	金沢市寺中町イ80番1、81番1	29.5	4.6

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成30年9月3日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市大友3丁目39番、41番及び133番	東京都品川区大崎1丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信
金沢市北塚町西17番3	白山市徳丸町262番地2 クラールV-101号室 篠田 久司

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年9月3日

金沢市監査委員 林 充 男
金沢市監査委員 中 村 哲 郎
金沢市監査委員 福 田 太 郎
金沢市監査委員 安 達 前

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年8月21日
- (2) 措置を講じた部局等 総務局行政経営課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年4月9日（平成20年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・経費節減のためのインセンティブの検討意見（109ページ）</p> <p>管理運営費の額は、指定の期間毎に見直し、他に状況の変化が無い限り毎年変動することは避ける方が安定した管理態勢を可能にするのではないかと。</p> <p>また、管理運営費の事後精算方式を廃止し、経費節減へのインセンティブを与えた方が良いのではないかとと思われる。</p>	<p>（2件一括）</p> <p>経営努力を促すためのインセンティブを与えるため、財団が運営する文化施設・体育施設に利用料金制度を導入するとともに、指定期間中の指定管理料を定額化した。</p>

<p>・利用料金制の導入 意見（110ページ） 公の施設の活性化のため、インセンティブ効果が期待できる「利用料金制」の導入に積極的に取り組むことが望まれる。</p>	
--	--

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年8月21日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月11日（平成28年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・体育施設使用料の徴収事務について 指摘事項（41ページ） 指定管理者に対し、管理すべき対象が公金であることを改めて認識させるとともに、体育施設使用料徴収事務取扱要領等に基づく事務の執行管理を適宜行うなど、指定管理者への指導を一層徹底すべきである。</p>	<p>徴収事務委託を実施していた体育施設の使用料については、平成30年4月1日からの利用料金制度の導入により、市の収入から指定管理者の収入となるため、体育施設使用料徴収事務取扱要領を廃止した。これにより、今後は、指定管理者が収入の確保を図ることになるため、指定管理者に対し適時適切な指導に努めてまいりたい。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年8月21日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部住宅政策課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・郊外部移住者マンション購入奨励金の交付事務について 指摘事項（56ページ） 郊外部移住者マンション購入奨励金の交付事務について、認定の可否を正確に判断するためには、補助認定チェックシートの作成及び確認を確実に行うべきである。</p> <p>・危険空き家等除却費補助金の交付事務について 指摘事項（63ページ） 危険空き家等除却費補助金の交付事務について、補助金交付申請書や事業完了報告書と同様に、添付資料についても内容の確認を徹底すべきである。</p>	<p>補助認定チェックシートの作成及び確認を確実に行うため、補助認定チェックシートに緑被率計算書を追加した。</p> <p>添付資料の内容確認を徹底するため、確認チェックリストを作成した。</p>

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年8月21日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部市営住宅課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成30年4月11日（平成30年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・市営住宅の空き室について 意見（115ページ）</p> <p>市営住宅の空き室について、外部から見える障子戸の破れ等の破損については、市営住宅のイメージ悪化に繋がる可能性があるため、次の入居者決定までの間、障子戸を外しておくなどの配慮が必要である。</p>	<p>空き室の障子戸について調査を実施し、破れ等の破損が確認された障子戸を外すとともに、適正管理に係るマニュアルを整理した。</p>

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成30年9月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成30年9月3日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
603	アクアメンテック	金沢市朝霧台1丁目5番地1
604	オーケー設備	白山市道法寺町ホ20番地1

平成30年(2018年)9月3日 印刷
平成30年(2018年)9月3日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄